

## 熊取町建設工事等随意契約事務取扱要領

(平成 20 年 5 月 27 日制定)

(趣旨)

第 1 条 町が発注する建設工事等にかかる随意契約事務の取扱については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、同法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)その他の関係法令並びに契約規則等によるほか、この要領の定めるところによる。

(対象工事等)

第 2 条 対象とする建設工事等(以下「対象工事等」という。)は、土木一式工事、建築一式工事、水道工事、舗装工事(以下「工事」という。)並びに、測量、設計、監理、地質調査及び建設コンサルタントに関する業務(以下「業務」という。)とする。

2 前項に掲げる対象工事等以外を、必要に応じ対象とすることができる。

(見積業者等の選定)

第 3 条 工事において見積書を徴取する相手(以下「見積業者」という。)は、熊取町指名競争入札要綱(以下「入札要綱」という。)別表一 1 の等級別区分により入札要綱第 3 条第 2 項第 1 号に規定する建設業者の内から選定するものとする。ただし、130 万円未満の工事については、D 等級より選定するものとする。

2 業務における見積業者は、入札要綱第 9 条に規定する業者から選定するものとする。

3 対象工事等以外における見積業者は、入札参加有資格者名簿の中から適切な業種区分に登録のある業者から選定するものとする。

4 次の各号においては、前 3 項の適用をしないことができる。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、5 号、6 号及び 7 号のいずれかの規定による場合

(2) 同一等級別区分に属する有資格者が少数である場合

(3) その他町長が特に必要と認める場合

(見積業者数)

第 4 条 見積業者数は、原則として 3 者以上とする。

(選定の基準)

第 5 条 第 3 条に基づき見積業者を選定しようとするときは、入札要綱第 11 条の各号に留意して行うものとする。

(見積依頼の通知)

第 6 条 見積依頼の通知は、見積業者に対し、見積関係書類を郵送する日の前日までに原則として F A X により行うものとする。

2 見積依頼書は、見積関係書類郵送時に交付するものとする。

3 依頼の効力は、前項依頼書を見積業者又はその使用人が受領したときに生ずるものと

する。

(見積関係書類の交付)

第7条 前条第1項による見積業者に対し、次の各号の書類を交付するものとする。

- (1) 見積依頼書
  - (2) 随意契約見積心得
  - (3) 見積書
  - (4) 設計図書その他関係書類
- (設計図書等に対する質問及び回答)

第8条 設計図書等に対する質問は、FAX等で送信された質疑書により受け付ける。

- 2 前項の質問の受付期間は、見積依頼書により設定するものとする。
- 3 前項による質問に対する回答は、受付期間終了後、原則として翌日(土日祝日は除く。)行うものとし、FAX等にて見積業者全てに返信するものとする。

(見積書の失格および審査)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 虚偽の資料を提出した者
- (2) 予定価格を超える価格の見積書を提出した者
- (3) 最低制限価格を設定している場合において、その価格未満の金額の見積書を提出した者

(見積り期間)

第10条 見積関係書類を交付した日から見積書提出までの期間は、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条の規定によるものとする。

(見積書等の提出方法)

第11条 見積書等の提出方法は、見積依頼担当課宛に郵送にて提出するものとする。

(見積書等の受領及び管理)

第12条 見積依頼担当課は、見積書等の開封日まで厳重に保管するものとする。

- 2 一度提出された見積書等の書替え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(見積書等の開封及び契約相手方の決定)

第13条 開封は、見積依頼書に示す日時及び場所にて行うものとする。

- 2 開封には、見積業者の代表又は代理人(以下「当該見積者等」という。)が立会うことができるものとする。ただし、1者1名に限るものとし、代理人が立会う場合には、委任状を提出しなければならない。
- 3 見積依頼担当課は、同価の最低価格をもって見積書を提出した者が2者以上ある場合は、直ちに、当該見積者等にくじを引かせ、契約の相手方を決定するものとする。ただし、当該見積者等が開封に立ち会っていない場合には、見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 4 見積依頼担当課は、開封後、最低価格を提出した見積業者名とその見積金額を読み上

げ、契約の相手方とし、決定するものとする。

5 見積書を提出した者のうち契約の相手方とならなかった者に対して、契約の相手方の名称及び契約予定金額を電話等で通知するものとする。

(見積参加の辞退等)

第14条 見積業者が見積参加を辞退するときは、遅滞なく文書を見積依頼担当課へ提出するものとする。

2 指定した期日を過ぎても見積書等が見積依頼担当課に到着しない場合は、見積参加を辞退したものとみなす。

(見積関係書類の交付の延期等)

第15条 見積関係書類郵送前に、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、当該見積関係書類の郵送を延期し、又はとりやめることができるものとする。

(見積依頼の停止)

第16条 熊取町入札参加停止要綱に基づく入札参加停止業者（以下「入札参加停止業者」という。）及び熊取町契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）には、見積依頼しないものとする。

(異議の申立て)

第17条 見積書開封後、見積条件、契約内容その他について、不明又は錯誤等を理由とする当該見積業者等の異議の申立ては認めないものとする。

(契約)

第18条 契約の締結日は、決裁の翌日とする。

2 契約金額は、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。

3 前項の契約につき、契約書を作成する場合には、契約の当事者が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとする。

(契約書の提出)

第19条 契約の相手方として通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に記名押印した契約書を見積依頼担当課に提出しなければならない。

2 契約の相手方が前項の期間内に契約書等を提出しないときは、契約の相手方としての権利を失う。

(契約保証金の還付)

第20条 契約規則第31条の規定により契約保証金の還付を行う場合、利子は付さない。

(契約相手方の取消し)

第21条 入札参加停止業者若しくは入札参加除外者となった場合又は契約の相手方としてふさわしくない者であることが明らかになった場合には、すでに通知した契約の相手方の資格を取り消すものとする。

(契約不適合責任期間)

第 22 条 工事又は製造の請負契約の目的物が種類又は品質に関して当該契約の内容に適合しない場合において、その契約不適合責任を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除（以下「請求等」という。）を行うことが可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）は当該目的物の引渡しを受けた日から 2 年とする。ただし、当該契約が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 94 条第 1 項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）第 5 条第 1 項及び第 2 項に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）に係る契約不適合期間は、10 年とする。

2 工事又は製造の請負契約に係る設計等の委託における契約不適合責任期間は、当該契約の目的物の引渡しを受けた日から 2 年又は 3 年とする。

3 前 2 項の規定は、その契約不適合が、契約相手方の故意又は重大な過失により生じた場合は、適用しない。

（前金払）

第 23 条 受注者から前払保証事業会社の保証書を寄託された後、前金払の請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に当該前金払を行うものとする。

2 前項の請求書には、次の各号の書類を添付する。

(1) 保証書

(2) 前号に掲げるもののほか、添付を要すると認められる書類

（前金払の要件等）

第 24 条 前金払は、次の各号に該当する場合に限り支払うことができる。

(1) 設計金額が 130 万円を超えるとき。

(2) 工期が 2 カ月を超えるとき。

2 前金払の額は、10 万円未満の端数を切り捨てるものとする。

（予定価格の設定）

第 25 条 契約規則第 8 条に定める予定価格は、当該対象工事等の見積書徴取伺いの時点において設定する。

（最低制限価格の設定）

第 26 条 契約規則第 9 条に定める最低制限価格は、当該工事の見積書徴取伺いの時点において設定する。

2 最低制限価格は、次項に設定する割合を設計金額（税抜き）に乗じて得た価格とする。

3 最低制限価格の割合は、設計金額積算時の以下の各号の合計した額を設計金額（税抜き）で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 9 を超える場合は 10 分の 9 とし、10 分の 7 に満たない場合は 10 分の 7 とする。

(1) 直接工事費の額に 10 分の 9.5 を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

(随意契約の公表)

第 27 条 本要領により随意契約を締結したときは、速やかに公表するものとする。

2 前項の公表までの間、契約内容等の問い合わせには、一切応じないものとする。

(予定価格及び最低制限価格の事前公表)

第 28 条 予定価格及び最低制限価格（以下「予定価格等」という。）は事前公表とする。

ただし、予定価格等を設定しない場合及び事前公表を行うことにより不利と認められる場合は、この限りでない。

2 予定価格等の事前公表の時期については、見積依頼連絡書を交付する日に公表するものとする。

(公表の方法及び期間)

第 29 条 第 27 条及び第 28 条の公表の方法については、原則として本町住民情報コーナーにおいて建設工事随意契約調書により公表するものとする。

2 第 27 条及び第 28 条の公表の期間は、本町が予定価格等を公表した日の翌日から起算して 1 年が経過する日までとする。ただし、予定価格等を設定しない場合は、原則として第 27 条の公表の翌日から起算して 1 年が経過する日までとする。

(費用の負担)

第 30 条 設計図書、見積書等の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、見積業者が負担するものとする。

(委任)

第 31 条 この要領の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。